

(1) 別表第2

④ 市街地形成型地域（1／2ページ）

※「市街地形成型地域」とは、禁止地域及び沿道景観形成型地域を除く用途地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 1.2 m以下	3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6 m	地上から上端まで 9 m以下	地上から上端まで 1.2 m以下	3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6 m	広告物は3階窓下以下かつ9 m以下。 ※ワンポイントマーク及び商工業地域等の広告物は高さの制限はない。	地上から上端まで 1.2 m以下かつ軒高以下 ※道路突き出しの場合の基準有		地上から下端まで 1.2 m以上かつ地上から上端まで 3.2 m以下	地上から下端まで歩道上では2.5 m以上、歩道以外の場所では4.5 m以上	
表示面積	1面につき20m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき60m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき20m ² 以内かつ合計80m ² 以内	1面につき20m ² 以内かつ合計80m ² 以内	1面につき60m ² 以内かつ合計240m ² 以内	広告物は1建築壁面につき20m ² 以内（商工業地域等は1建築壁面の面積の1/10の面積以内又は20m ² 以内。）。 ワンポイントマークは1建築壁面につき3m ² 以内	1面につき10m ² 以内かつ合計20m ² 以内	1m ² 以内	1m ² 以内	縦1.2 m以下かつ横0.5 m以下	
形状・幅				1面の幅は2.5 m以内かつ最大投影幅は3.5 m以内	1面の幅は2.5 m以内かつ最大投影幅は3.5 m以内	1面の幅は1.0 m以内かつ最大投影幅は1.4 m以内	商工業地域等… 第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域					
道路からの後退距離	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。	後退距離はない。 ※道路突き出しの場合の基準有		後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。							
広告物相互間の距離												
色彩												
基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架可能（表示面積の合計は、40m ² 以内）	敷地につき2基又は前面道路につき1基	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。		敷地につき1基	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	ワンポイントマークは1建築壁面につき1基	有効壁面につき1基。 ※表示面積の合計が20m ² 以内かつ有効壁面につき縦に1列又は2列に表示する場合は基数の制限はない。				
特殊装置												
位置、設置方法等			建築物からはみ出さないこと。			建築物からはみ出さないこと。	開口部への掲出及び建築物からはみ出さることはできない。	出幅は、建築壁面から1.5 m以内かつ敷地境界から1 m以内	建築物又は堅固な工作物に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置		直径3 m以下、添架装置の綱は長さ1.5 m以下かつ幅1.5 m以下、地上から気球までの長さは4.5 m以下	

④ 市街地形成型地域（2／2ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス	
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以 上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以 上			
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1面につき1.5 m ² 以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1m ² 以 内	1面につき0.2 m ² 以内	長さ15m以下 幅1.4m以下				
形状・幅												
道路からの 後退距離												
広告物相互 間の距離												
色彩												
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上							
特殊装置												
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あっては、その場 所が当該アーチの 公益性から適當と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 (国等が設置する 場合を除く)				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あっては、その場 所が当該横断幕の 公益性から適當と 認められること。	左右側面部及び前 後部	左右側面部及び後 部	交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出
する場合
・位置：左右側面部及び前後部
・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。